

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和3月11月18日
担 当 部 課	総務部 税務課
担 当 者	大橋・村上
連絡先電話番号	077-587-6040

令和4年度からの都市計画税の課税について

1. 趣旨

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路や都市公園、雨水幹線等の整備）等に充当するための目的税であり、市議会での慎重な審議を経て令和3年度から課税する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響を鑑みて、「令和3年度分の都市計画税は課さない」としたところです。

しかし、コロナ禍の現状については、全国的にワクチン接種等の対策が進んだことで感染者が減少し、市民生活や地域社会が、大きく混乱した昨年度に比べると、徐々に改善の方向に向かっている状況です。

また、本市の依然として厳しい財政状況を踏まえると、将来のまちづくりを見据えた持続可能な市政運営を進めるために先送りできない必要な財源でもあります。

ついては、『多様な人々と多彩な自然が調和した個性輝くにじいろのまち』を目指し、笑顔あふれる市政の実現のために、野洲市都市計画税条例に基づき、令和4年度から都市計画税を課税することとします。

なお、納税が困難な方に対しては丁寧な納税相談や減免等を行ってまいります。

2. 都市計画税の概要

項目	内容
税 の 種 類	目的税（都市計画事業等に充当）
課 税 の 対 象	以下の区域内に所在する土地・家屋 ・市街化区域 ・市街化調整区域の地区計画区域
納 税 義 務 者	毎年1月1日現在の課税対象物件の所有者
税 率	0.2%（制限税率は0.3%）
年間収入見込み額	約3.5億円

3. 都市計画税条例の主な審議経緯

年度	年月	内容
平成30年度	平成31年2月	野洲市都市計画税条例（案）を市議会に提案 →継続審査
令和元年度	令和元年6月	野洲市都市計画税条例（案）が可決

年度	年月	内容
令和2年度	令和2年11月	野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）が可決 （令和3年度分の都市計画税を課さないとする旨）

※税制改正に伴う条例改正は記載を省略しています。

4. 今後の主なスケジュール

年月	内容
令和3年12月	市ホームページにおいて周知 野洲市自治連合会役員会において説明
令和4年1月	市広報紙において周知
令和4年5月	令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書 発送 ※同封の「お知らせ」に都市計画税の課税について説明を記載